

福島労発基 0604 第 5 号
令和 8 年 6 月 4 日

関係団体の長 殿

福島労働局長
(公印省略)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等
(機械の労働災害防止等関係)の施行について

日頃から、労働基準行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号。以下「改正法」という。)については、令和7年5月14日に公布され、令和8年4月1日から改正法の一部が施行されることに伴い、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令(令和7年政令第361号。以下「整備政令」という。)が令和7年10月31日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(令和8年厚生労働省令第3号。以下「整備省令」という。)が令和8年1月20日にそれぞれ公布され、労働安全衛生法第四十七条第三項に規定する厚生労働大臣の定める設計審査の方法(令和8年厚生労働省告示第158号。以下「設計審査告示」という。)等が令和8年3月18日以降にそれぞれ告示され、いずれも令和8年4月1日に施行又は適用されることとなったところです。

今般整備政令、整備省令、設計審査告示等のうち、機械の労働災害防止等に関係する部分について、別添のとおり令和8年3月31日付け基発0331第11号をもって厚生労働省労働基準局長から通達がありましたので、貴団体におかれましてもご承知の上、傘下会員等の関係事業者に対して周知を図っていただきますようお願いいたします。